

令和7年8月4日

〒950-2076

新潟県新潟市西区上新栄町5丁目14-51

有限会社 三興開発 御中

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟

理事長 堀 田 伸 吾



(連絡先)

〒950-0965

新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館3階

担当事務局 高 杉 陽 子

TEL 025-384-4021

FAX 025-384-4022

再々々申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

先日は、訂正後の不動産賃貸契約書をご送付いただきまして、ありがとうございました。

お送りいただいた契約書を拝見しましたところ、従前ご回答いただいた内容が反映されていない箇所がありました。

つきましては、別紙のとおり再申入れをいたしますので、貴社のご見解やご対応を、本書面到達後1か月以内に上記連絡先宛書面にてご回答くださるようお願いいたします。

なお、本申入書以降の貴社のご回答の有無及び内容等の経緯については、消費者被害防止の観点から当団体ホームページその他の方法により公表させていただく場合があることを申し添えます。

敬具

申入れ事項

第1 第2条第2項について

2 乙に於いて契約延長を希望する場合は契約期間満了の1カ月前までに契約の更新を甲に申請、甲に於いても異議なき場合は更に2年間契約を継続するものとし、その後も同様とする。

1 申入れの趣旨

上記条項を「契約期間満了の6カ月前までに、甲又は乙から相手方に対して、契約の更新をしない旨の通知がなされない場合、本契約は、同一条件にて契約を更新し、以降も同様とする。」に修正してください。

2 申入れの理由

上記条項について、令和5年7月19日付回答書の1頁目にて、「契約期間満了の6カ月前までに、甲又は乙から相手方に対して、契約の更新をしない旨の通知がなされない場合、本契約は、同一条件にて契約を更新し、以降も同様とする。」へ修正する旨を回答いただいております。

なお、令和6年10月3日付でご送付いただいた賃貸借契約書では修正されておりました旨も付言いたします。

そのため、上記申入れ趣旨記載のとおり修正くださいますようお願いいたします。

第2 第9条第1号について

乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって届けなければならない。

- 1 乙の住居者全員が引き続き1カ月以上建物に居住しなくなるとき、又は居住していないとき

1 申入れの趣旨

上記条項のうち、「1ヵ月以上」とあるのを「3ヵ月以上」に修正してください。

2 申入れの理由

上記条項については、令和5年10月30日付回答書の2頁目において、「3ヵ月以上」に変更する旨を回答いただいております。

なお、令和6年10月3日付でご送付いただいた賃貸借契約書では「3ヵ月以上」に修正されておりました旨も付言いたします。

そのため、上記申入れ趣旨記載のとおり修正くださいますようお願いいたします。

第3 第28条について

甲、及び乙は本契約上の争議、紛争については、甲の居住地を管轄する新潟簡易裁判所、若しくは新潟地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

1 申入れの趣旨

上記条項について、「甲及び乙は、本契約における一切の紛争（調停による裁判手続きを含む）は、新潟簡易裁判所若しくは新潟地方裁判所を第一審の付加的合意管轄裁判所とする。」に修正してください。

2 申入れの理由

上記条項については、令和6年2月16日付回答書（令和6年5月20日受領）の2頁目において、「甲及び乙は、本契約における一切の紛争（調停による裁判手続きを含む）は、新潟簡易裁判所若しくは新潟地方裁判所を第一審の付加的合意管轄裁判所とする。」に変更する旨を回答いただいております。

なお、令和6年10月3日付でご送付いただいた賃貸借契約書では修正されておりました旨も付言いたします。

そのため、上記申入れ趣旨記載のとおり修正くださいますようお願いいたします。

以上